

過労運転を撲滅しよう!!

労働時間を守って
安全運転



トラックドライバーの労働時間を定めた基準(改善基準告示)に違反すると最大で**30日間の事業停止処分**を受ける場合があります。

改善基準告示(厚生労働省)の概要

拘束時間	1日原則13時間(最大16時間まで。ただし15時間超えは1週間2回まで)
休息期間	勤務終了後、継続して8時間以上
連続運転時間	4時間以内(1回連続10分以上、かつ、合計30分以上の運転離脱が必要)
運転時間	2日平均で1日当たり9時間

国土交通省行政処分基準

違反項目	処分内容
各事項の未遵守 5件以下	警告(再違反:10日車)
各事項の未遵守 6件以上 15件以下	10日車(再違反:20日車)
各事項の未遵守 16件以上 30件以下	20日車(再違反:40日車)
各事項の未遵守 31件以上	事業停止30日間
未遵守が1ヵ月で計31件以上あった運転者が3名以上確認され、かつ、過半数の運転者が拘束時間の未遵守	事業停止30日間

荷主の指示により過労運転となった場合は荷主名が公表されることもあります。

トラック運送事業者と荷主の相互理解で過労運転を撲滅し
過労運転に配慮した運行計画で重大事故の防止を!



公益社団法人
全日本トラック協会

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

トラックドライバーの労働時間等の改善基準

項 目		改善基準の内容	備 考
拘 束 時 間		1ヵ月 293時間	労使協定があるときは、1年のうち6ヵ月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲内において320時間まで延長可
		1日 原則 13時間	
		1日 最大 16時間	1日の拘束時間が15時間を超えて勤務ができるのは1週2回以内
休 息 期 間		継続8時間以上	運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるよう努力
拘束時間・休息期間の特例	休息期間分割の特例	1回 継続 4時間以上 合計10時間以上	業務の必要上やむを得ない場合に限り、当分の間1回4時間以上の休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過終了後に合計10時間以上の分割可 ※1. 一定期間における全勤務回数 $\frac{1}{2}$ が限度 ※2. 一定期間＝原則として2週間から4週間程度
	2人乗務の特例	1日 20時間	2人乗務(ベッド付)の場合、最大拘束時間は1日20時間まで延長でき、休息期間は4時間まで短縮可
	隔日勤務の特例	2暦日 21時間	2週間で3回まで拘束時間は24時間まで延長可(事業所内仮眠施設等において、夜間4時間以上の仮眠が必要) ただし、2週間で総拘束時間は126時間が限度 勤務終了後、継続20時間以上の休息期間が必要
	フェリーに乗船する場合の特例	乗船時間は原則休息期間	乗船時間は休息期間として勤務終了後の休息期間から減算可 ただし、減算後の休息期間はフェリー下船から勤務終了時までの時間の $\frac{1}{2}$ 以上必要
連 続 運 転 時 間		4時間以内	運転開始後4時間以内に連続30分以上の運転中断が必要 または、1回10分以上、合計30分以上の運転中断も可
運 転 時 間		1日 9時間	2日平均で1日当たり9時間が限度
		1週間 44時間	2週平均で1週間当たり44時間が限度
時 間 外 労 働		1日、2週間、 1ヵ月以上3ヵ月、 1年の上限時間	改善基準告示の範囲内で左記の条件で労使協定(36協定)を結ぶ
休 日 労 働		2週間に1回	2週間に1回以内、かつ、1ヵ月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内
労働時間の取り扱い		労働時間は拘束時間から休憩時間(仮眠時間を含む)を差し引いたもの 事業場以外の休憩時間は仮眠時間を除き3時間以内	
休 日 の 取 扱		休日は休息期間に24時間を加算した時間 いかなる場合であっても30時間を下回することは不可	
適 用 除 外		緊急輸送・危険物輸送等の業務については厚生労働省労働基準局長の定めにより適用除外	